

令和9年4月執行予定統一地方選挙啓発業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は令和9年4月執行予定の統一地方選挙において、選挙名、投票日等を広く市民に周知し、有権者に投票参加を呼び掛けることを目的に行う。キャッチコピーやデザインの統一化を図り、ポスターやSNS広告、イベントなどをとおして有権者の投票行動を促進するよう、効果的・効率的な啓発を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度選管委第1号 統一地方選挙啓発業務

(2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から統一地方選挙投票日まで

(4) 契約上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

※上記記載の上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

委託業務終了後、業務完了報告に基づき支払う。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積徴取日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡県入札参加停止等措置要綱（令和8年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに静岡県税の滞納がないこと。
- (6) 静岡市内に本店又は支店・営業所を有すること。

4 審査スケジュール

内容	期限等	注意事項
質問書受付期限	令和8年7月13日（月） 午後5時まで	質問書【様式4】を提出してください。 ※詳細は「5」に記載のとおり
企画提案書等提出期限	令和8年7月30日（木） 午後5時まで	紙媒体で6部提出してください。 ※詳細は「6」に記載のとおり
書類審査	令和8年7月31日（金） ～令和8年8月19日（水）	※詳細は「8」に記載のとおり
審査結果の通知	令和8年8月20日（木） 午後5時までに電話にてご連絡します。	審査の参加者に、電話及び書面にて通知します。 （書面は後日送付）

5 質問書受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について、不明な点があるときは、「質問書【様式4】」に記載の上、提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びFAXでの提出は受け付けない。また、電子メールを送付した際には、必ず電話にて受信確認すること。

なお、質問メールのタイトルは、「令和9年4月執行予定統一地方選挙啓発業務質問書（質問者（社）名）」とすること。

(2) 提出先

静岡市選挙管理委員会事務局

Mail: senkan@city.shizuoka.lg.jp

(3) 受付期間

令和8年7月13日（月） 午後5時まで

(4) 回答方法

回答を作成次第、令和8年7月22日（水）午後5時までに随時ホームページに掲載するとともに、質問者宛てにメールにて回答する。

6 提出書類等

(1) プロポーザル参加申請書及び添付書類

- ア プロポーザル参加申込書【様式1】 (1部)
- イ 会社概要書【様式2】 (1部)
- ウ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※コピー可 (1部)
- エ 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）※コピー可 (1部)
- オ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書を提出したことがわかる書類 (1部)

※令和8年度中に、既に当市に誓約書兼同意書を提出している場合は、その旨申し出てください。

※令和8年1月から、本書類の提出方法が電子申請となりました（詳細は静岡市ホームページをご確認ください。ページID：3555）。本プロポーザルに対する提案時に初めて提出する場合は、申請後画面または送付完了メール等申請したことが客観的にわかる画面を印刷して提出してください。

(2) 企画提案書

ア 企画提案書（企画提案書表紙【様式3】含む）（紙媒体6部）

※詳細は「7」に記載のとおり。

イ 参考見積書（1部）

※税込（税率は10%）、総額及び事業ごとの金額・内訳を記載すること。

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提出期限

令和8年7月30日（木）午後5時まで

(5) 提出先

〒420-0853 静岡市葵区追手町6番2号 葵消防署6階

静岡市選挙管理委員会事務局

電話：054-266-7255 メール：senkan@city.shizuoka.lg.jp

7 企画提案書の作成について

別紙「企画提案書等作成要領」のとおり

8 審査及び審査項目について

(1) 審査について

ア 審査期間

令和8年7月31日（金）～令和8年8月19日（水）

イ 審査方法等

(ア) 本市が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者からの企画提案書を審査する。

(イ) 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごと数値化して採点し、その採点結果の合計点数が最も高いプロポーザル参加者を契約予定者として選定する。

なお、最高得点事業者が同点で複数存在した場合は、次の順により契約予定者を決定する。

- ① 「自由提案（その他の事業）」の評価点（40点満点）が高い者
- ② 「啓発用ポスター・啓発用のぼり旗」及び「地元静岡をホームタウンとするスポーツチームを活用したイベント」の評価点の合計（各15点満点、計30点満点）が高い者
- ③ 「マークイズ静岡での期日前投票所開設PR」の評価点（10点満点）が高い者

④ 見積金額が低い者

⑤ ①～④によっても決定しない場合は、くじ引きにより契約予定者を決定する

(ウ) 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割未満だった場合は、契約予定者として選定しない。

(エ) 審査は非公開とする。

ウ 審査結果

(ア) 審査結果の連絡

審査結果は、速やかに、プロポーザル参加者全員に連絡する。

(イ) 審査結果の公表

提案者名、審査結果については、公開することができるものとする。

(ウ) 審査結果等に関する問い合わせ

審査結果等についての問い合わせには応じられない。

9 契約の方法等

(1) 契約予定者との見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。

(2) 契約予定者と協議のうえ、提案内容に変更を加える場合には、委託料の額を調整することがある。

(3) 契約予定者と協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。

(4) 契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。その場合、選定を取り消されたものは、違約金（契約予定価格の100分の3）を支払うものとする。

10 無効・失格

(1) 提出期限に遅れた企画提案は無効とする。

(2) 他の企画提案者の企画提案参加を妨害する行為、又は企画提案事務担当者の職務執行を妨害する行為を行った者の企画提案や正常な競争を妨げる目的をもって談合したことが認められる企画提案は失格とする。

(3) 提出された企画提案書等に虚偽又は不正の記載が判明した場合は失格とする。

(4) 記名、又は署名のない企画提案は無効とする。

(5) 費用見積額について市が予め設定した見積限度額を超えた企画提案は無効とする。

(6) 金額が不明な企画提案は無効とする。

(7) その他企画提案に関する条件に適合しない企画提案は無効とする。

(8) 委託候補者が選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。

(9) 申し込みから締結日までの間において、静岡市入札参加停止等措置要綱（令和8年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中の者であったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格とする。
- (5) やむを得ず参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を静岡市選挙管理委員会事務局宛てに提出し、市から提供された資料全てを遅滞なく返還すること。
- (6) 提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。
- (7) 採用された企画の著作権は、静岡市に帰属する。
- (8) 採用された企画に基づき、報道発表資料の作成に協力すること。
- (9) 提出された企画提案書は提出者に無断で評価以外の用途には使用しない。ただし、市は委託候補者に選定された参加者の企画提案書について、静岡市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (10) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は別途協議により定める。

12 事務局（問合せ先）

〒420-0853 静岡市葵区追手町6番2号 葵消防署6階

静岡市選挙管理委員会事務局 担当：濱崎

電話：054-266-7255 メール：senkan@city.shizuoka.lg.jp